

水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の 整備に関する省令について

1. 改正の背景

水防法における浸水被害軽減地区の指定制度の創設や河川法における国土交通大臣による権限代行制度の創設等を内容とする「水防法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第31号）が平成29年5月19日に公布された。

これに伴い、所要の事項を定める必要があるため、水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第71号）等の国土交通省関係省令の一部を改正する。

2. 改正の概要

（1）水防法施行規則の一部改正

- ① 水防管理者が浸水被害軽減地区として指定することができる土地として、帯状の自然堤防を定める。
- ② 水防管理者による浸水被害軽減地区の指定の公示は、浸水被害軽減地区の名称や位置等について公報やウェブサイトへの掲載等の方法により行うものとする。
- ③ 浸水被害軽減地区への標識の設置の基準は、浸水被害軽減地区の名称や管理者等を明示すること及びその周辺の居住者等の見やすい場所に設けることとする。
- ④ 浸水被害軽減地区内の土地の形状変更行為をしようとする際に行う届出は、当該行為の種類、設計又は施行方法の概要及び着手・完了予定日等を記載する様式を提出して行うものとする。
- ⑤ 浸水被害軽減地区内の土地の形状変更行為の届出を受けた水防管理者による当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長への通知は、届出書の写しを添付してするものとする。

（2）河川法施行規則の一部改正

国土交通大臣による特定河川工事を施行しようとするとき等の公示は、官報に掲載して行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合においては他の適当な方法によることができるものとする。

（3）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部改正

要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画においては、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めなければならないこととする。

（4）その他

上記のほか、関係省令について所要の改正を行う。